

会津若松市小規模林地開発取扱要綱

平成 24 年 2 月 29 日 決裁
平成 29 年 3 月 17 日 改正
令和 5 年 3 月 20 日 改正

(目的)

第 1 条 この要綱は、森林所有者等が森林の伐採跡地を森林以外の用途に供する場合において、森林の有する公益的機能を害することがないように林地の適正な利用を図ることを目的とし、特に森林法(昭和 26 年法律第 249 号。以下「法」という。)第 10 条の 8 の規定による伐採及び伐採後の造林の届出をせずに行う開発行為について、その早期発見と適期指導により秩序ある森林利用の維持に努め、他の土地利用施策と連携して適性かつ合理的な土地利用の推進に資するため、定めるものとする。

(対象となる開発行為)

第 2 条 この要綱は、森林以外の利用目的で土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為のうち、面積が 1 ヘクタール以下のもの又は、太陽光発電設備の設置を目的とする開発行為のうち、面積が 0.5 ヘクタール以下のもの(以下「小規模林地開発」という。)について適用する。ただし、法第 10 条の 2 第 1 項各号のいずれかに該当する場合又は他の法令等の適用を受ける場合は、この限りでない。

(開発者の責務)

第 3 条 小規模林地開発をしようとする者(以下「開発者」という。)は、小規模林地開発の対象地に隣接する土地の利用との調和及び災害防止に配慮した小規模林地開発の実施に努めるものとする。

(計画書の提出及び指導)

第 4 条 開発者は、小規模林地開発を行うときは、森林を伐採する者が会津若松市伐採届出事務取扱要領(平成 18 年 4 月 4 日決裁)に定める伐採届出書を提出するのにあわせて、小規模林地開発計画書(第 1 号様式。以下「計画書」という。)を市長に提出するものとする。

2 市長は、計画書の提出を受けたときは、法第 10 条の 2 第 2 項各号及び同条第 3 項の規定を基準として計画書の内容を審査するものとする。

3 市長は、前項の審査を行う場合は、原則として現地調査を実施するものとする。

4 市長は、提出された計画書の内容が第 2 項に規定する基準に適合すると認めるときは、開発者に対して書面により通知するものとする。

5 市長は、審査の結果、是正すべき状況を確認したときは、開発者に対して必要な措置を前項の書面に明記するとともに指導するものとする。

(計画書の変更)

第 5 条 開発者は、前条に定める通知を受けた後において計画書の記載内容を変更し、又は中止しようとするときは、速やかに小規模林地開発計画変更(中止)計画書(第 2 号様式。以下「変更計画書」という。)を提出するものとする。

2 前条第 2 項から第 4 項までの規定は、変更計画書の審査等(計画書を変更しようとする場合に限る。)について準用する。

(関係機関との連携)

第 6 条 市長は、連続した開発行為により、1 ヘクタールを超える開発となるおそれがある場合、開発目的自体に許認可を必要とする場合又は計画内容を逸脱して違法状態であることを発見した場合は、速やかに現状を把握し、関係機関と連携して指導するものとする。

(完了報告及び確認)

第 7 条 開発者は、小規模林地開発が完了したときには、速やかに小規模林地開発完了届出書(第 3 号様式。以下「完了届出書」という。)を市長に提出するものとする。

2 市長は、完了届出書を受理したときは、速やかに計画書のとおり完了したことの確認を行うものとする。

(管理記録の整備)

第 8 条 市長は、計画書を受理したときは、小規模林地開発管理記録整理簿(第 4 号様式。以下「整理簿」という。)に登載するものとする。

2 市長は、整理簿のほか、小規模林地開発番号、目的、面積その他の小規模林地開発に係る事項を記載した小規模林地開発管理図を作成し、計画書、完了届出書、整理簿その他の小規模林地開発に係る書類とともに保管するものとする。

3 前 2 項に定める書類の保存期間は、法第 5 条に定める地域森林計画の計画期間とする。

(小規模林地開発実施箇所に対する看視)

第 9 条 市長は、小規模林地開発実施箇所に対する看視を実施し、必要があると判断したときは、法第 188 条の規定に基づく立入調査等の措置を講ずるものとする。

(補則)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、令和5年4月1日から施行する。